

かわら版ハーグ条約連載第 1 2 稿

「メディエーター（仲介人）とは」

前稿では、米国での弁護士の選び方についてまとめました。その際にメディエーター（仲介人）の存在を紹介し、「メディエーターは双方の合意をまとめることに焦点をおいているため、費用が安くなり、手続きも迅速に進みます」と述べました。今号では、そのメディエーターについて、もう少し深く見ていきたいと思えます。

日本では裁判所に申し込むことで、和解を目指した「離婚調停」が行われ、調停委員（基本男女 2 名）が立ち会います。米国のメディエーションは、日本の離婚調停とは若干違います。メディエーターを手配するのは裁判所ではなく、基本的には当事者で、夫・妻双方の話し合いに対して 1 人だけのメディエーターが担当します。弁護士であることも多いですが、ソーシャルワーカーや臨床心理士などの様々な職業の方がメディエーターとなっています。メディエーターが弁護士の場合は当然ですが法律に明るく、心理専門家の場合は当事者間の心の葛藤により焦点を当てることができる、などの特徴があります。

メディエーターはあくまで中立で、一方のためだけに働くことはありません。また、当事者一方だけのためのアドバイスをすることはできません。弁護士が自分の主張・権利の代弁者であるのに対して、メディエーターは話し合いを通じての双方の合意を進める仲介者です。

主に、以下の 2 つの点がメディエーションで離婚を進めるのが良いと言われる理由です：

1) 裁判に比べて安い：2012 年 12 月のハフントンポスト記事によると、平均的なメディエーションの費用は、話し合い、同意書などの様々な書類の作成も含めて約 90 日で 5 百ドルから 2 千 5 百ドルです。一方、裁判は、18 か月程度かかり、最低でも 1 万ドル、訴訟となると軽く 3 万ドルを超えと言われています。ただし、個々のケースによりさまざまですので、裁判でもメディエーションでも、スムーズに進めば費用は安くなりますし、時間がかかり複雑になれば高くなります。

2) 合意点を求めて話し合いが進められる：夫・妻双方の意見を平等に聞いてもらうことができ、誰かに決められるのではなく当事者の間で合意をすることができます。同意できないところを話し合いながら、気になる様々なすべての点について妥協点を探っていきます。最終的な話し合いの結果、お互いの関係が悪化することなく、長く続く良い協力関係を作っていける可能性が高いと言われています。また公的な記録が何も残らない点を評価する人もいます。法律のアドバイスをもらいたい場合は、同時に弁護士を雇うこともできます。

一般的にメディエーションを使うべきでないとされているのは、夫婦間にドメスティックバイオレンスがあった場合です。最初から力関係に差があるために平等な合意に至らなかったり、片方が力を使って引き延ばしたりもできると言われているのがその理由です。また、すべて話し合いで進められていくことから、それまでの夫婦間のコミュニケーションにあまりにも大きな問題があるような場合も勧められません。そして移民である日本人とアメリカ人との間の話し合いの場合も、すでに力関係に差があることが多くありますので、注意が必要です。

メディエーションのプロセス：

・メディエーターを見つけたら、結婚のバックグラウンド、家族、何が問題かについて話し合います。メディエー

ターによっては、細かいすべてのことを聞いてからメディエーションを始める人と、双方の当事者や必要によっては弁護士などが同席したミーティングで大体の情報を集め、すぐに話し合いを進める人がいます。

・次の段階では、何に同意をしていて、何について話し合いが必要かが分析されます。多くの場合、離婚の争点として、1) 財産分与 2) 親権と面会交流の時間の配分 3) 養育費 4) 年金や税金などがありますが、それ以外のどんな小さなことでも話し合いたいことを申し出ます。その過程で、分かっていない情報（家の値段や子供の学校の決まりなど）があれば話し合いを進める前に調べる必要も出てきます。

・メディエーターによっては、まず簡単なことから合意を積み重ねて信頼や妥協点を作っていく、同意しづらい問題へ進むというやり方をする人もいます。簡単なこともあります。妥協出来ない点もたくさんあるでしょう。また話し合いはいつも順序だっているわけではありません。最初に同意したことについて気が変わったり、話し合いが振り出しに戻ることもあります。そうした気持ちの整理や大筋に沿った話の進行を手伝うのがメディエーターですので、その時々正直な気持ちを出していくことが大事です。

・話し合いの中にメディエーターという第三者が入ることにより、妥協点を見つける話し合い方ができるようになり、学んでいく機会となるのがメディエーションの最大の良さだという人もいます。大事なこととしては：

— 妥協することに心を開くこと

— 相手の言わんとすることをよく聞き理解すること

などがあります。これは、すべて相手の言うとおりにするというものではありません。しかし、相手の話を聞くことで新たな解決方法が見えてくることもあります。妥協に対してオープンになることは、ある問題に対して「答はこれしかない」とこだわる気持ちを取り除いてみることです。

同意書の作成：

すべての内容に妥協点が見いだせたら、メディエーターあるいは弁護士が離婚同意書を作ります。多くの場合は、そこに親権や面会交流のスケジュール管理も含まれます。これらは、ほかの離婚の書類と一緒にになり、裁判所による離婚の決定事項の基となります。どちらかが同意事項を守らなければ問題になりますが、メディエーションをした多くのカップルは、メディエーションのプロセスで様々な可能性を話し合っているのので、同意を守っていく可能性が高いと言われています。

メディエーターの見つけ方は、前稿の「離婚弁護士の選び方」を参照して頂ければと思います。初めに書いたように、当事者 2 人に対しメディエーターは 1 人です。相手側が強く 1 人のメディエーターを勧めてきて支払いも相手がすると言う場合は、そのメディエーターが最初から相手寄りの進め方だったとの意見を聞くこともあります。そうしたことを避けるためにも、なるべく互いにとって中立な人で、離婚弁護士や離婚経験者の知人などの推薦をもとに探すことをお勧めします。

(JB Line 渡邊)